

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項中「一の年度」を「年度」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和 29 年条例第 18 号）第 2 条に規定する職員（臨時的に任用される者その他の法律により任期を定めて任用される者（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）を除く。）その他人事委員会規則で定める者については、第 1 項中「一の年（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、年度。以下この項において同じ。）」とあるのは「9 月 1 日を初日とする 1 年（以下「特定期間」という。）（第 3 号の規定により与えられるものにあつては一の年、定年前再任用短時間勤務職員にあっては一の年度）」と、「一の年において」とあるのは「当該期間において」とし、同項第 2 号中「当該年」とあるのは「当該期間」とし、第 2 項中「5 日」とあるのは「12 日」とし、第 3 項中「当該年の翌年」とあるのは「当該特定期間の次の特定期間（第 1 項第 3 号の規定により与えられた年次有給休暇にあっては、当該年の翌年）」とする。

第 15 条第 3 項中「（昭和 29 年条例第 18 号）」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第11条第4項の規定は、この条例の施行の日以後に与える年次有給休暇から適用し、同日前に与えた年次有給休暇については、なお従前の例による。
- 3 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員であって新条例第11条第4項に規定するものは、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同項の規定を適用する。

(提出理由)

教育職員等に係る年次有給休暇の取得期間を見直すため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。